

記

一 争議發生ノ場所

京橋區船松町一帯地

二 事業主側

(1) 名 称

大三商店

(2) 事業主

佐藤平助

(3) 資本金

一萬五千円

(4) 事業

貨物運輸

(5) 事業系統

ナシ

(6) 使用労働者

拾八名(男)

三 労働者側

(1) 争議参加労働者

十八名(男)

四 応援

日本運輸労働組合

(1) 争議参加労働者中組合加入者

前記労働組合ニ拾七名加盟

四 争議發生ノ時

九月十五日

五 争議發生ノ原因

本事業主ハ従来ヨリ江戸川荒川方面東京間ノ砂運搬ノ為メ解田漕ヲ營ミ居ルモノナルガ復興事業ノ完成ト經濟艱不況ノタメ砂ノ需要減少シ最近頃ニ激減シタルニ付キ現在貸與ノ社込金ヲ以テセバ船夫ニ對スル貸越金益々増加シ到茲迄持困難ナリトノ理由ヨリ従来大船五拾月ヲ四拾五月中船四拾五月ヲ四拾月ニ小船四拾月ヲ三拾五月ニ引下ケ九月分ヨリ実施ノ旨